

## 水源環境保全・再生施策における水環境の評価体系について

## 1 水環境の評価体系

水環境の評価体系については、森林環境の評価体系と同様に①状態評価、②機能評価及び③経済評価の3つから成る総合的な評価と、それを踏まえて県民の需要を調査する県民参加による評価により構成することとする。

## (1) 状態評価

状態評価については、現在環境科学センターが実施している「河川のモニタリング調査」にて水質、底生動物等の状態を、水産技術センター内水面試験場が平成 26 年度から実施予定の「相模川・酒匂川中流域の水環境評価」にて河床構成、付着藻類、付着藻類を餌とするアユの分布等の状態を評価する。

## (2) 機能評価

河川・水路の自然浄化機能評価については、直接把握することが困難なため、整備手法等の実績を点数化した新指標により、自然浄化機能を代替して評価する。

## (3) 経済評価

経済評価については、国土交通省が平成 22 年 3 月に策定した「河川に係る環境整備の経済評価の手引き」に則り評価する。

## 2 水環境の評価体系図

		総合的な評価	
		森林環境	水環境
第一段階	状態評価	各種モニタリング 森林生態系効果	水質測定 → BOD 等 底生動物調査 → 平均スコア法 付着藻類調査 → 有機汚濁指数 アユ分布調査 【資料 2-4】
	機能評価	水源かん養機能評価 (森林生態系効果)	自然浄化機能の評価 → - (新指標による代替評価) 【資料 2-2 及び資料 2-3】
	経済評価	代替法 → 林野庁公共事業評価	CVM※ (河川環境評価) → 河川に係る環境整備の 経済評価(国土交通省) 【資料 2-5】
		県民参加による総合的な評価	
第二段階	全体の事後評価 今後の事業ニーズ	評価ワークショップの開催 CVM+コンジョイント(森林環境・水環境) CVM	

※CVMについては、県民参加による総合的な評価と同時に行う予定